

（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第八条第一項関係）		改正案		別表第一（第八条第一項関係）		現行	
		指定統計	事務の区分			指定統計	事務の区分
九 保健、医療、福祉、年金、所得等、厚生行政の企画及び運営に必要な国民生活の基礎的事項を明らかに	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十四条第	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十四条第	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三	三、五（略） 六 市（地方自治法第二 百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市 （以下「指定都市」と いう。）を除く。）、 特別区及び社会福祉法 （昭和二十六年法律第 四十五号）第十三

かにする ことを目 的とする 指定統計	三項又は第四項の規定 に基づき福祉に関する 事務所を設置する町村 の長（以下この項にお いて「特定市町村長」 という。）に対する第 三号及び前号に規定す る調査票（特定市町村 長が審査すべきものと して厚生省令で定める ものに限る。）の送付 に関する事務 七・八（略） 九〇十五（略）	その他の事 務
<p>十一・十二（略） 十三 市、特別区及 び社会福祉法第十 四条第三項及び第 四項の規定に基づ き福祉に関する事 務所を設置する町 村の区域における 調査の広報に関す る事務</p>		

かにする ことを目 的とする 指定統計	条第四項又は第五項の 規定に基づき福祉に関 する事務所を設置する 町村の長（以下この項 において「特定市町村 長」という。）に対す る第三号及び前号に規 定する調査票（特定市 町村長が審査すべきも のとして厚生省令で定 めるものに限る。）の 送付に関する事務 七・八（略） 九〇十五（略）	その他の事 務
<p>十一・十二（略） 十三 市、特別区及 び社会福祉事業法 第十三条第四項及 び第五項の規定に 基づき福祉に関す る事務所を設置す る町村の区域にお ける調査の広報に 関する事務</p>		

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	十四 十六 (略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	十四 十六 (略)

（第十条第一号関係）

改正案	現行
<p>（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、もつばら<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる事実、その者が法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団（以下本条において「社団等」という。）である場合には第二号及び第三号に掲げる事実がない場合に限る。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、もつばら<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる事実、その者が法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団（以下本条において「社団等」という。）である場合には第二号及び第三号に掲げる事実がない場合に限る。</p> <p>一〇三（略）</p>

（第十条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第七条第二項第二号の政令で定める者）</p> <p>第六条の三 （略）</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>	<p>（法第七条第二項第二号の政令で定める者）</p> <p>第六条の三 （略）</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>

（第十条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一、三（略）</p> <p>四 前各号に掲げる施設のほか、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）にいう社会福祉事業の施設で国、地方公共団体又は社会福祉法 人が設置するもの</p> <p>五（略）</p> <p>4、6（略）</p>	<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一、三（略）</p> <p>四 前各号に掲げる施設のほか、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）にいう社会福祉事業の施設で国、地方公共団体又は社会福 祉法人が設置するもの</p> <p>五（略）</p> <p>4、6（略）</p>

○ 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）

（第十条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二号の政令で定める者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>	<p>（法第二条第二号の政令で定める者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>

（第十条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関連利便施設及び関連公共施設）</p> <p>第二条 法第十七条第二項第三号に規定する居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの（以下「<u>関連利便施設</u>」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（関連利便施設及び関連公共施設）</p> <p>第二条 法第十七条第二項第三号に規定する居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの（以下「<u>関連利便施設</u>」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

（第十条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定するその他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一、四 （略）</p> <p>五 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するもののうち主要なもの建設計画に関する事項</p> <p>六、八 （略）</p>	<p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定するその他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一、四 （略）</p> <p>五 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の規定による社会福祉事業の用に供する施設で国又は地方公共団体が設置するものうち主要なもの建設計画に関する事項</p> <p>六、八 （略）</p>

（第十条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十七条第二号の政令で定める者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員会（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>	<p>（法第十七条第二号の政令で定める者）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員会（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。</p>

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

（第十条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）					
名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法	登記事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定め 資産の総額	社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定め 資産の総額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（第十条第九号関係）

改 正 案	現 行
<p>（障害者及び特別障害者の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第一項第二十八号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号（介護の措置等の実施者）に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。次項第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（障害者及び特別障害者の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第一項第二十八号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号（介護の措置等の実施者）に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。次項第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>2 （略）</p>